



Ⅲ. 基本理念を実現するための方向性と“ともに取り組む”方策

1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化

市民一人ひとりが地域社会とのつながりを途切れさせないよう、身近な場所で安心して相談でき、多様な機関が必要に応じて関わり、市民と行政、さまざまな機関や団体などが連携して対応するワンストップサービス機能の充実をはじめとした相談対応の総合化を図ります。

1-1

ふれあいのまちづくり協議会の機能向上の支援

地域福祉センターをより身近な場所として充実するため、地域福祉の推進主体であるふれあいのまちづくり協議会が取り組む活動を支援していきます。

地域の実情に応じて進めていく活動として

- 市民福祉に関する情報提供機能の充実。
- 子どもから高齢者まで幅広い層の市民が気軽に集い、お互いが助け合う仕組みの検討。
- 専門機関や区役所・区社会福祉協議会等に円滑につなぐ仕組みの検討。

1-2

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

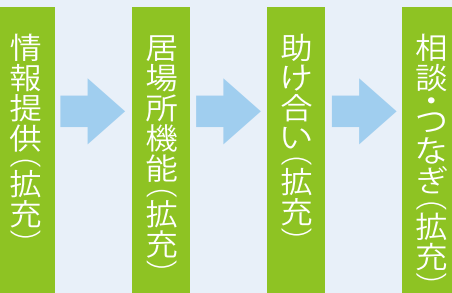
民生委員・児童委員は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの訪問、相談など、地域の中できめ細かな福祉活動を担っています。今後、ますます増加する福祉ニーズに対応し、よりよい福祉活動を行うため、地域住民組織・専門機関・社会福祉協議会・行政その他の関係機関がつながりを構築し、協働による福祉活動の充実を図るよう、しっかりとバックアップします。

1-3

専門機関のアウトリーチ機能の充実と強化

専門機関が、ふれあいのまちづくり協議会などの地域活動と連携しながら、地域に出向いて相談に応じるなど、きめ細かく支援する機能(アウトリーチ機能)の充実のために、地域の支援者のネットワークを支援していきます。また、専門機関による現場の判断を尊重するなど、専門機関による柔軟な支援のあり方を検討していきます。

【地域福祉センター】機能の充実



1-4

市民の支え合い活動の充実（インフォーマル、「制度外」サービスの充実）

多様化・複合化している福祉ニーズに対して、従来の市制度の拡充に加え、市民自らが当事者に近い福祉の担い手として参加するボランティアグループやNPOなどによる良質なサービスを広げるための支援策などについて、市民・事業者と協働で検討していきます。

1-5

小規模多機能型・共生型事業所の展開

子どもから高齢者まで幅広い層の市民がともに集う世代間の共生ケアには、当事者同士がケアをしあう効果が期待されています。また、当事者に地域社会とのつながり、人の尊厳を実感していただく効果もあることから、今後、地域ごとに、福祉サービス必要量などを検討していくなかで、生活エリアに密着した小規模かつ多機能な、共生型ケアの取り組みの検討をしていきます。

1-6

医療と福祉の幅広い連携

高齢化、障がい者の地域生活の進展、在宅医療の進展などにもとまない、地域で医療と福祉サービスをともに必要とする市民が、ますます増加しています。市民の生活の質を保つため、地域の医療機関と、看護・リハビリテーション・福祉サービスの関係機関、地域で見守り・支え合い活動を行う民生委員・地域住民組織やNPO、さらに区役所・区社会福祉協議会等との連携の仕組みを充実し、24時間365日の地域生活の安心度を高めていきます。

用語解説

- 専門機関 高齢者・障がい者などの分野の専門的知識をもったスタッフが、個々の事例に的確に対応した相談・サービス提供を行う機関のこと。あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）や障がい者地域生活支援センターなどがある。
- 共生 年齢・性別・障がい・国籍・言語・文化といったあらゆる壁をこえて集い、互いのニーズを満たし合い、共に生きること。本計画では、この「共生」の考え方を基本としている。
- 地域資源 福祉の課題を抱える方に対して、地域で支援を行う人・機関・団体、活用可能な拠点や施設、制度などのこと。



Ⅲ. 基本理念を実現するための方向性と“ともに取り組む”方策

1-7

マイノリティ(少数者)の支援

社会を取り巻く環境悪化などを要因として、特に、コミュニケーション上の課題を抱えている外国人、性的少数者などマイノリティと称されている方が、社会的な偏見、地域社会からの孤立などの不利益を受けやすい立場に追いやられることがあります。市民・事業者・行政が協働して、これらの自ら助けを求めることが困難な市民が抱える問題の把握に努め、支援の仕方を検討していきます。

1-8

地域での居住の安定確保への支援

高齢者、障がい者、子育て世帯など、それぞれの世帯の特性に応じた住宅に関する支援に取り組めます。また、身近な地域で住まいに関する情報を届きやすくするため、神戸市すまいの安心支援センター(すまいるネット)と地域住民組織・NPO・福祉サービスの専門機関などとの連携による取り組みを推進します。

住生活支援の取り組みとして

- 高齢者などの住宅のバリアフリー化。
- 世帯の特性に応じた住まいの確保やニーズにあった住み替えの仕組みづくり。
- 子育てに適した住宅供給の支援。
- 住宅情報を入手しづらい市民への情報提供など。

1-9

生活困窮とならないための支援

景気低迷の長期化や雇用環境の悪化を受け、経済的自立が困難で生活に困窮している市民が増えており、セーフティネット対策として、生活保護に加え段階的な仕組みが必要です。国や県などとの連携により、生活資金の貸付、生活保護受給者の就労支援などの対策を、必要に応じて臨機応変に実施していきます。



1-10

権利擁護事業の充実

判断能力が不十分な人が、安心して地域生活を送り、福祉サービスを利用できるように、福祉サービス利用援助事業と成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。さらに、神戸市成年後見支援センターにおいて、弁護士などの専門職後見人に加え、地域に暮らす同じ市民の目線での後見活動が期待できる「市民後見人」の養成と、養成した市民が地域で後見活動を行うことを支援していきます。

1-11

行政の連携推進及び対応力の向上

地域において課題解決が円滑に進むよう、各団体等と関係する市の各施策が調和するよう、行政内部の連携強化を進め、市民福祉の課題共有と課題克服を図っていきます。また、市民自らによる発信が困難な課題や新たな課題を発見するとともに、速やかな対応を図ります。

用語解説

- セーフティネット・・・「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
- 権利擁護事業・・・日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方の権利を本人に代わり保護するための事業。
- 成年後見制度・・・認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。
- 市民後見人・・・成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人のこと。親族後見の割合が年々低下しており、弁護士などの専門職の第三者後見人の受任者不足が見込まれています。そこで、市民が後見人として必要な知識を身につけるための研修を実施し、第三者後見人として確保しようという取り組みがはじまっています。